

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する方針

コードグループは、公正取引委員会により発表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、発注者としての取り組みを推進するために、以下の方針を制定する。

1. 受注者（仕入先）からの要請の有無にかかわらず、少なくとも年1回の労務費に関する価格協議の場を設け、誠意をもって対応すること。
2. 労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者（仕入先）に求める場合は、公表資料（厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査に掲載されている賃金指数、給与額やその上昇率、総務省が公表している消費者物価指数、ハローワークの求人票や求人情報誌に掲載されている同業他社の賃金等）に基づくものとし、過度に詳細な理由の説明や根拠資料を求めたり、受注者（仕入先）が明らかにしたくない内部情報に係るものの説明や根拠資料の提出を求めたりしないこと。
3. 労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者（仕入先）がその先の取引先（仕入先の取引先）との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者（仕入先）からの要請額の妥当性の判断に反映させること。
4. 受注者（仕入先）から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこととし、労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。
5. 受注者（仕入先）からの申入れの巧拙にかかわらず受注者（仕入先）と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。
6. 日ごろから積極的に受注者（仕入先）とコミュニケーションをとり、価格転嫁のことを含めて何でも相談もしやすい関係を構築すること。
7. 価格交渉の記録を作成し、発注者（当社）と受注者（仕入先）と双方で保管すること。

2024年5月15日
株式会社コードー
代表取締役 笹野俊輔